

## エネスタ画像機器基準 v1.2

## 変更箇所一覧:

## 2010年10月26日版と2010年11月24日版の対照表

変更箇所	10月26日版	11月24日版
<b>適合基準</b>		
<6 ページ> 1.E) 14) e)	e) 表9に示されている追加機能のいずれか。	e) 表8に示されている追加機能のいずれか。
<7 ページ> 3.2.3	<p>3.2.3 製品資料：印刷されているあるいは電子的な製品資料には、消費者に対して、電力管理設定のための推奨される初期設定移行時間の説明が記載されていること。</p> <p>i. 製品にスリープモードが無い、あるいは使用者によるスリープへの初期設定移行時間の調節が可能ではない場合、パートナーは、この事実を記録した情報を提出すること。なお、上記の要件は適用されない。</p> <p>ii. 製品を適合のために届出するときに、スリープに対する実際の初期設定移行時間を、EPAに報告すること。</p>	削除
<8 ページ> 3.3.2	<p>3.3.2. 標準消費電力量：</p> <p>i. 計算式1または計算式2により算出された標準消費電力(TEC)は、表5に示されている最大TEC要件(TEC<sub>MAX</sub>)以下であり、小数点以下第1位に四捨五入したキロワット時による数値とする。</p>	<p>3.3.2. 標準消費電力量：</p> <p>i. 計算式1または計算式2により算出された標準消費電力(TEC)は、表4に示されている最大TEC要件(TEC<sub>MAX</sub>)以下であり、小数点以下第1位に四捨五入したキロワット時による数値とする。</p>
<10 ページ> 3.4.3 i.	<p>3.4.3 初期設定移行時間：</p> <p>i. スリープに対する初期設定移行時間の測定値 (ts<sub>SLEEP</sub>) は、表6および表7に示される、スリープに対する最大初期設定移行時間 (ts<sub>SLEEP_MAX</sub>) 要件以下であること。</p>	<p>3.4.3 初期設定移行時間：</p> <p>i. スリープに対する初期設定移行時間の測定値 (ts<sub>SLEEP</sub>) は、表5および表6に示される、スリープに対する最大初期設定移行時間 (ts<sub>SLEEP_MAX</sub>) 要件以下であること。</p>

<p>&lt;12 ページ&gt; 3.4.4 計算式 4 注釈</p>	<p>上記の式において、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• <math>P_{SLEEP\_MAX}</math>は、最大スリープモード消費電力要件であり、ワット (W) で表され、小数点以下第1位に四捨五入される。</li> <li>• <math>P_{MAX\_BASE}</math>は、基本マーキングエンジンに対する最大スリープモード消費電力許容値であり、表8に従い判断され、ワットで表される。</li> <li>• <math>Adder_{PRIMARY}</math>は、3つの適用可能な第1追加機能のうちの1つに対する消費電力許容値であり、製造事業者により表9から選択され、ワットで表される。</li> <li>• <math>n</math>は、要求される第1追加機能許容値の数であり、3以下である。</li> <li>• <math>Adder_{SECONDARY}</math>は、任意の適用可能な第2追加機能、あるいは4つ目以降の（したがって第2追加機能として考慮される）第1追加機能に対する消費電力許容値であり、製造事業者により表9から選択され、ワットで表される。および、</li> <li>• <math>m</math>は、（第1追加機能許容値のもとで要求される、<math>n</math>数を超えるあらゆる第1追加機能に対する許容値を含めた）要求される第2追加機能許容値の数。</li> </ul>	<p>上記の式において、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• <math>P_{SLEEP\_MAX}</math>は、最大スリープモード消費電力要件であり、ワット (W) で表され、小数点以下第1位に四捨五入される。</li> <li>• <math>P_{MAX\_BASE}</math>は、基本マーキングエンジンに対する最大スリープモード消費電力許容値であり、表7に従い判断され、ワットで表される。</li> <li>• <math>Adder_{PRIMARY}</math>は、3つの適用可能な第1追加機能のうちの1つに対する消費電力許容値であり、製造事業者により表8から選択され、ワットで表される。</li> <li>• <math>n</math>は、要求される第1追加機能許容値の数であり、3以下である。</li> <li>• <math>Adder_{SECONDARY}</math>は、任意の適用可能な第2追加機能、あるいは4つ目以降の（したがって第2追加機能として考慮される）第1追加機能に対する消費電力許容値であり、製造事業者により表8から選択され、ワットで表される。および、</li> <li>• <math>m</math>は、（第1追加機能許容値のもとで要求される、<math>n</math>数を超えるあらゆる第1追加機能に対する許容値を含めた）要求される第2追加機能許容値の数。</li> </ul>
<p>&lt;15 ページ&gt; 3.4.5</p>	<p>3.4.5 待機時（スタンバイモード）消費電力：稼働準備（レディ）モード消費電力、スリープモード消費電力、およびオフモード消費電力よりも小さく、試験において測定される待機時（スタンバイモード）消費電力は、表10に示される最大待機時（スタンバイモード）消費電力要件以下であること。</p>	<p>3.4.5 待機時（スタンバイモード）消費電力：稼働準備（レディ）モード消費電力、スリープモード消費電力、およびオフモード消費電力よりも小さく、試験において測定される待機時（スタンバイモード）消費電力は、表9に示される最大待機時（スタンバイモード）消費電力要件以下であること。</p>
<p>&lt;15 ページ&gt; 3.5.1 i.</p>	<p>3.5.1 本基準のもとでENERGY STAR適合にするためには、第1種 DFEを有する画像機器製品は、以下の要件を満たすDFEを使用しなければならない。</p> <p>i. 内部電源装置 (IPS) : 本基準のもとで対象となるDFEと共に使用される内部電源装置は、(www.efficientpowersupplies.orgにおいて入手可能な) EPRI汎用内部電源装置効率試験方法 (EPRI Generalized Internal Power Supply Efficiency Test Protocol) 6.4.2版を用いて試験したときに、規定される要件を満たしていること。</p>	<p>3.5.1 本基準のもとでENERGY STAR適合にするためには、第1種 DFEを有する画像機器製品は、以下の要件を満たすDFEを使用しなければならない。</p> <p>i. 内部電源装置 (IPS) : 本基準のもとで対象となるDFEと共に使用される内部電源装置は、(www.efficientpowersupplies.orgにおいて入手可能な) EPRI汎用内部電源装置効率試験方法 (EPRI Generalized Internal Power Supply Efficiency Test Protocol) 6.4.2版を用いて試験したときに、表10に規定される要件を満たしていること。</p>
<p>&lt;16 ページ&gt; 4.2.2</p>	<p>4.2.2 各代表モデルの機器1台を試験用に選定する。</p>	<p>4.2.2 各代表モデルの機器1台を試験用に選定する。</p>

	<p>i. 本基準書の第3.2.6項における要件の対象となる製品（TEC製品）については、最初に試験した機器のTEC試験結果が、基準値を満たしているが基準値の10%内である場合には、同一モデルの追加1台についても試験しなければならない。製造事業者は、両方の機器の数値を報告すること。ENERGY STAR適合にするためには、両方の機器がENERGY STAR基準を満たしていなければならない。</p>	<p>i. 本基準書の第3.3節における要件の対象となる製品（TEC製品）については、最初に試験した機器のTEC試験結果が、基準値を満たしているが基準値の10%内である場合には、同一モデルの追加1台についても試験しなければならない。製造事業者は、両方の機器の数値を報告すること。ENERGY STAR適合にするためには、両方の機器がENERGY STAR基準を満たしていなければならない。</p>
<b>試験方法</b>		
<p>&lt;3 ページ&gt; 5.1)</p>	<p>5. すべての製品に対する低電圧直流電源の測定</p> <p>1) 直流電源を、電力計および表1に示される適切な交流電源に接続する。</p>	<p>5. すべての製品に対する低電圧直流電源の測定</p> <p>1) 直流電源を、電力計および表2に示される適切な交流電源に接続する。</p>
<p>&lt;8 ページ&gt; 8.2.A)</p>	<p>8.2 試験方法</p> <p>A) TECの測定は、以下の規定に従い、プリンタ、ファクシミリ、プリント機能付きデジタル印刷機、およびプリント機能付きMFDの場合には表7に準じて、また複写機、プリント機能の無いデジタル印刷機、およびプリント機能の無いMFDの場合には表7に準じて実施すること。</p>	<p>8.2 試験方法</p> <p>A) TECの測定は、以下の規定に従い、プリンタ、ファクシミリ、プリント機能付きデジタル印刷機、およびプリント機能付きMFDの場合には表7に準じて、また複写機、プリント機能の無いデジタル印刷機、およびプリント機能の無いMFDの場合には表8に準じて実施すること。</p>
<p>&lt;9 ページ&gt; 表 7 段階 5：動作</p>	<p>計測器の目盛りをゼロに合わせて、1時間にわたり、あるいは機器が自動オフに移行するまで、消費電力量と時間を測定する。消費電力量と時間を記録する。</p>	<p>計測器の目盛りをゼロに合わせて、1時間にわたり消費電力量と時間を測定する。消費電力量と時間を記録する。</p>
<p>&lt;9 ページ&gt; 表 7 段階 6：測定される可能性のある状態</p>	<p>復帰、稼働、稼働準備、スリープ、自動オフ</p>	<p>復帰、稼働、稼働準備、スリープ</p>

以上